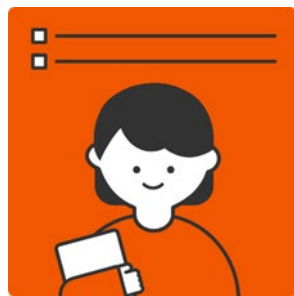


こども家庭福祉分野で働くソーシャルワーカーの専門性向上を目的とした認定資格

# こども家庭ソーシャルワーカー 認定資格がはじまります

こども家庭ソーシャルワーカー  
特設サイト  
<https://kodomo.jswc.or.jp/>



すべてのこどもが将来にわたって  
すこやかに幸福な生活を送ることができる  
社会の実現を目指しています。

## 資格創設の背景

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うために、令和4年6月、児童福祉法が改正されました。

改正の一つとして、こども家庭福祉の実務経験者の専門性の向上を目的に、この認定資格が創設されました。

## 一般財団法人 日本ソーシャルワークセンター（JSWC）

一般財団法人 日本ソーシャルワークセンター（以下「当センター」）は、2023年12月26日付で「こども家庭ソーシャルワーカーの知識及び技術についての審査・証明事業」を行う法人として、こども家庭庁長官より認定されました。

こども家庭福祉に関わる皆様の専門性の向上及び資格の周知、活用の推進等を通じて、子どもたちの命と人権を守り、児童虐待がゼロになる社会をめざします。

開局時間

月～金 10:00-17:00

（土日祝日等を除く）

〒108-0075

東京都港区港南4-7-8 都漁連水産会館5階

TEL 03-6712-1313

E-mail [secretariat@jswc.or.jp](mailto:secretariat@jswc.or.jp)



URL <https://jswc.or.jp>

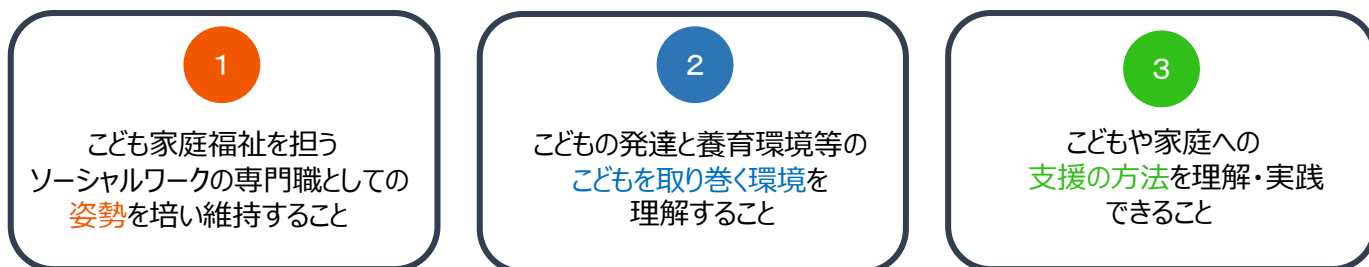
# こども家庭ソーシャルワーカーについて

## 01 こども家庭ソーシャルワーカーとは

こども家庭ソーシャルワーカーは、こども家庭福祉の様々な場所・立ち位置で活用・実践できるためのソーシャルワークを専門的に学ぶことで、こども家庭福祉に係る支援の専門性の担保を目指します。児童相談所の児童福祉司や、市区町村こども家庭センターの統括支援員などの任用要件の一つとしても位置付けられています。

こども家庭ソーシャルワーカーは2024年度から始まる新しい資格なので、活躍の場はこれから広がっていきます。児童相談所や市区町村のこども家庭センター、児童養護施設などの福祉施設、学校などの教育機関や保育園など、こどもや家庭のそばにあるさまざまな場での活躍が期待されています。

### こども家庭ソーシャルワーカーの専門性の柱



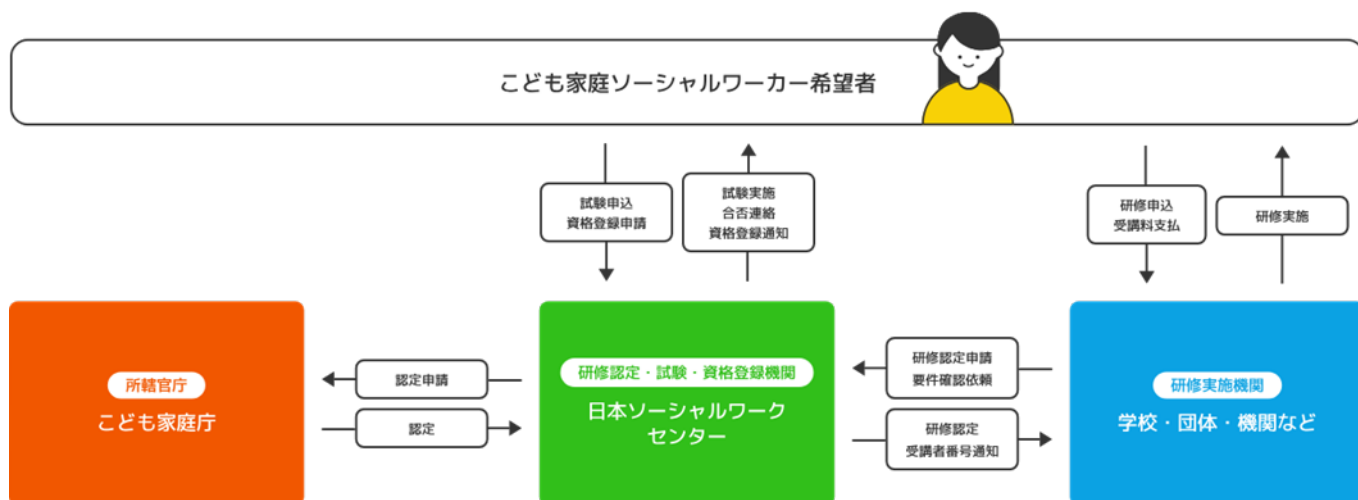
## 02 育成のしくみ

こども家庭ソーシャルワーカーは、こども家庭庁が管轄している認定資格です。

一般財団法人日本ソーシャルワークセンターが研修認定・試験・資格登録機関として、資格認定試験の実施や研修の認定、資格の登録などを行います。

研修実施機関は、当センターに指定研修等の認定申請を行い、その認定を受けて指定研修等を実施します。

こども家庭ソーシャルワーカーの取得希望者は、受講したい研修を選択し、研修実施機関に受講申込を行います。また、所定の研修を修了したのち、センターが行う資格認定試験を受験します。試験に合格したら、センターに資格の登録を行います。

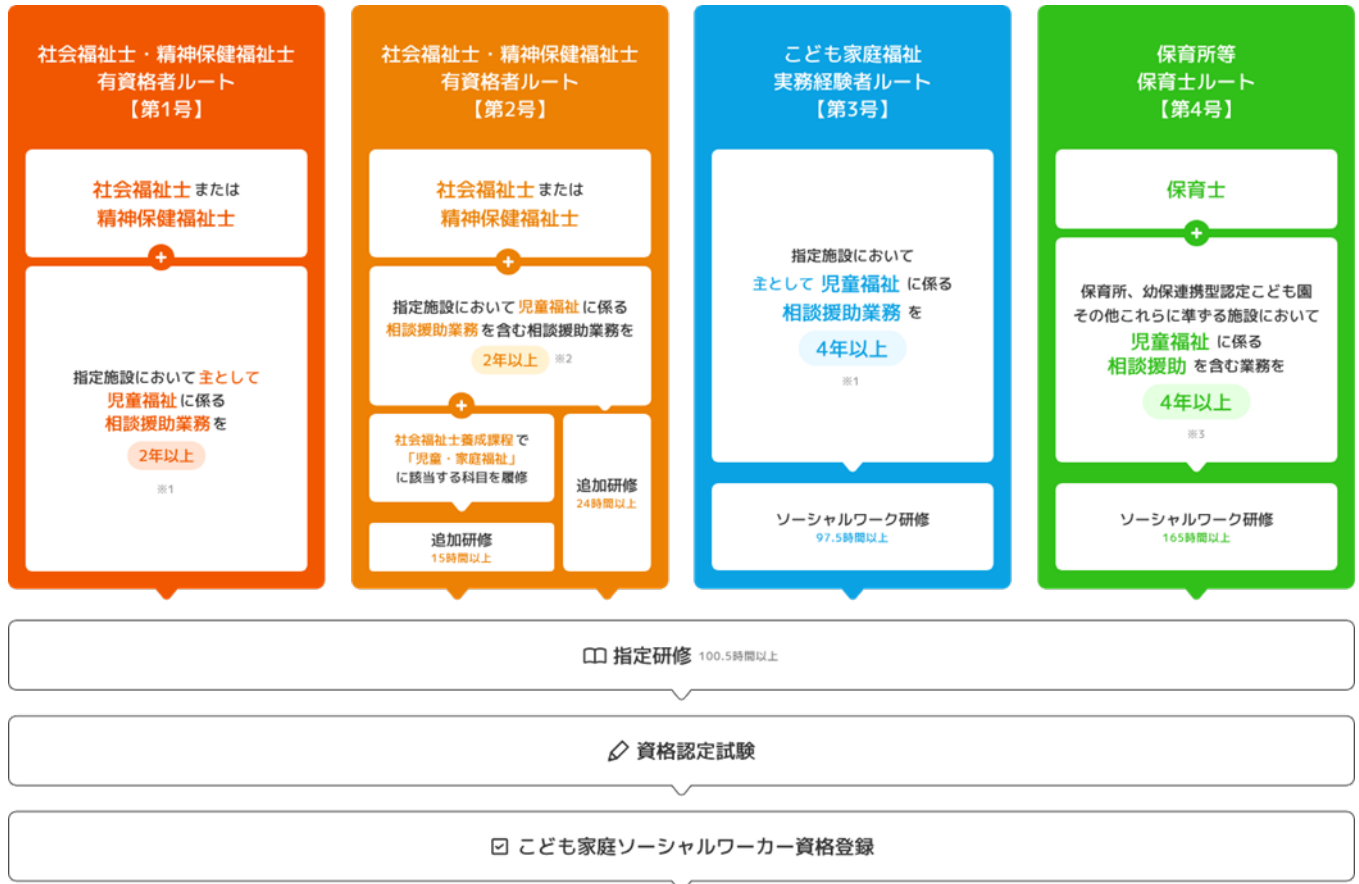


## 03 資格取得の流れ

資格取得のルートは、第1号から第4号までの4つです。それぞれのルートによって、所持している資格、児童福祉に係る相談援助実務経験、機関種別や職種、経験年数等が定められています。当法人の特設サイトに、各ルートの「**研修の受講要件**（<http://kodomo.jswc.or.jp/examinee/training>）」を掲載しています。ご参照ください。

各ルートで定められた研修を修了した後、資格認定試験に合格し、資格登録を経て、こども家庭ソーシャルワーカー認定資格が取得できます。

### 資格取得までの流れ



#### 【資格ルートを確認するときのポイント】

- ※1 「主として児童の福祉に係る相談援助業務」の考え方や期間の算定方法
- ※2 「児童の福祉に係る相談援助業務」の考え方
- ※3 「保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設」および「4年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務」の範囲

⇒詳細は、下記特設サイトの〔資格取得までの流れ > 研修について > 研修の受講要件〕から、各ルートの受講要件の詳細をご確認ください。

### こども家庭ソーシャルワーカー特設サイト

こども家庭ソーシャルワーカー認定資格に関する最新情報や決定事項を随時更新し、サイト内「お知らせ」欄にてご案内します。

<https://kodomo.jswc.or.jp/>



自治体（都道府県・指定都市・市区町村）が事業を実施する場合は、「**こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業**」が利用できます

- ・対象となる経費：研修受講料、受講のための旅費など
- ・補助額は保有資格や実務経験などによって異なる見込みです。

この他、資格取得者を職員に配置する際の賃金引上げ、加算（手当）なども予算化されています。

本事業の実施状況についてのお問い合わせ：自治体（都道府県・指定都市・市区町村）こども家庭福祉主管課へ

研修の開催に関する情報（申請方法、開講スケジュール、場所等）につきましては研修実施機関が決定した上で、各機関よりご案内をさせていただき予定です。

当センターの子ども家庭ソーシャルワーカーの特設サイトでも、上記情報が確定し次第、順次ご案内させていただきます。

研修と研修科目

研修名	科目名	講義 (計 33h)	演習 (計 67.5h)
指定研修 【100.5h】	子どもの権利擁護	1.5h	7.5h
	子ども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割	1.5h	6h
	子ども家庭福祉Ⅰ（子ども家庭をとりまく環境と支援）	3h	1.5h
	子ども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）	1.5h	3h
	子ども家庭福祉Ⅲ（精神保健の課題と支援）	3h	3h
	子ども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）	1.5h	1.5h
	子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1.5h	1.5h
	子どもの心理的発達と心理的支援	1.5h	1.5h
	児童虐待の理解	1.5h	4.5h
	少年非行	1.5h	1.5h
	社会的養護と自立支援	1.5h	4.5h
	貧困に対する支援	1.5h	1.5h
	保育	1.5h	1.5h
	教育	3h	1.5h
	子ども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつ子どもや家庭へのソーシャルワーク）	1.5h	7.5h
	子ども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（子どもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）	3h	7.5h
	子ども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	1.5h	7.5h
子ども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）	1.5h	4.5h	
研修名	科目名	講義 (計 9h)	演習 (計 15h)
追加研修 【24h】	子どもの権利擁護と倫理	1h	-
	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1h	-
	児童相談所の役割と連携	1h	-
	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	1h	3h
	社会的養護と市区町村の役割	1h	-
	子どもの成長・発達と生育環境	1h	-
	子ども虐待対応	1h	6h
	母子保健機関や子どもの所属機関の役割・連携及び子どもと家族の生活に関する法令・制度 見学実習Ⅰ	2h	-
		-	6h
研修名	科目名	講義 (計 78h)	演習 (計 87h)
ソーシャル ワーク研修 【165h】	ソーシャルワークの基盤と専門職	【第3号】の人は免除可 19.5h	-
	ソーシャルワークの理論と方法	39h	-
	地域福祉と包括的支援体制	19.5h	-
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	【第3号】の人は免除可	39h
	ソーシャルワーク演習Ⅱ		39h
	見学実習Ⅱ	【第3号】の人は免除可	9h

※有資格者ルート②（第2号）のうち、社会福祉士養成課程において「児童・家庭福祉」に該当する科目を履修した者については、「追加研修」の講義部分9時間を免除することができます。

※子ども家庭福祉実務経験ルート（第3号）では、ソーシャルワーク研修（6科目）のうち「ソーシャルワークの基盤と専門職」「ソーシャルワーク演習Ⅰ」「見学実習Ⅱ」を免除することができます。

スケジュール（予定）

2024年度は以下のようなスケジュールを想定しております。

